

計 画 書

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（三田市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

種 類	面 積
生産緑地地区	約 6.46ha

- 2 都市計画生産緑地地区のうち、次の7地区を変更する。

名 称	面 積	備 考
三田－ 4 生産緑地地区	約 0.78ha	錯誤修正
三田－ 1 1 生産緑地地区	約 0.30ha	錯誤修正
三田－ 1 2 生産緑地地区	約 0.47ha	区域の変更
三田－ 2 4 生産緑地地区	約 0.36ha	錯誤修正
三田－ 3 4 生産緑地地区	約 0.10ha	区域の変更
三輪－ 2 生産緑地地区	約 0.09ha	錯誤修正
三輪－ 7 生産緑地地区	約 0.13ha	錯誤修正

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙理由書のとおり

理 由 書

本市における生産緑地地区は、平成3年の生産緑地法改正によって、市街化区域農地等の持つ緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境や生活環境の確保等に資する農地等を計画的に保全することで、良好な都市環境を形成することを目的として平成4年10月に都市計画決定されたものである。

このたび、生産緑地地区指定後の地積更正等により、三田－4生産緑地地区ほか6地区を変更するものである。